平成２３年（フ）第２８２５号
名古屋市港区木場町６番地の18　サン・コーポラス木場602号
債務者　井上　勝男
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４２号
名古屋市緑区大高町字北平部１番地の75　緑ハイツ101号
債務者　中川　和利
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８０号
名古屋市天白区植田南２丁目303番地　サンコーポ須崎203号
債務者　橘　　京子（旧姓**椿**木）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９６号
愛知県春日井市中新町２丁目14番地６　ラビデンス味美402号
債務者　飯田　里佳（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２号
愛知県豊橋市向山町字水車41番地１―202
債務者　工藤　由紀
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３号
兵庫県加古郡稲美町加古667番地の１
債務者　坂田　圭司
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３８号
大分県佐伯市田の浦町５番38号　コーポ丸和10号
債務者　清水　一憲
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
大分県別府市汐見町１番９号　松浦アパート101号
債務者　小篠　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９３号
北海道小樽市望洋台２丁目16番129号　道営住宅望洋団地１号棟
債務者　森　　美恵
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１９９号
北海道小樽市手宮２丁目３番2608号　手宮公園住宅２号棟、前住所北海道小樽市祝津１丁目２番232号
債務者　三上　知恵
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０９６号
仙台市宮城野区五輪２丁目７番６号　宮城野アパート203
債務者　柿崎　明彦
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
仙台市太白区秋保町湯向20―14　エムハイツ105庄司二三雄方、住民票上の住所仙台市太白区茂庭字町北31番地の２
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６５号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目12番12号、住民票上の住所仙台市太白区秋保町馬場字辺田１番地
債務者　齋藤貴世江
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
秋田市楢山佐竹町１番15号　スカイハイツオオシマ101号
債務者　土橋宗一郎
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７２号
秋田市広面字広面98番地３
債務者　藤田　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７３号
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢３番地52
債務者　武藤　紀子（旧姓簾内）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０号
秋田県にかほ市象潟町小滝字旭塚10番地１
債務者　齋藤　和也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部